

訪問看護ステーション フィーロ
指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社フェリーツェが設置する訪問看護ステーション フィーロ(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、豊中市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年豊中市条例第69号。以下、「豊中市指定居宅サービス等基準条例」という。)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、豊中市、介護予防支援事業者及び地域包括支援センター(以下、「介護予防支援事業者等」という。)、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サー

ビス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び介護予防支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。

6 前5項のほか、「豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年豊中市条例第73号。以下、「豊中市指定介護予防サービス等基準条例」という。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第4条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 訪問看護ステーション フィーロ

（2）所在地 大阪府豊中市曽根東町3丁目5番3号 阪急曽根ユーリプラザⅡ805号室

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

（1）管理者 看護師 1名（看護職員と兼務）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（2）看護職員：保健師、看護師、准看護師 常勤換算2.5名以上（内 常勤1名以上）

看護職員は、主治医の指示による訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に当たる。また、訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師は除く）、する。

（3）作業療法士 1名以上

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

（4）事務職員

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日までとする。利用者の病状により土曜日、日曜日も対応することがある。ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。

（2）営業時間 午前9時から午後5時までとする。

（3）サービス提供時間 午前9時から午後5時とする。

(4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とし、臨時で訪問対応することがある。

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容)

第 8 条 事業所で行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護（介護予防訪問看護）計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 精神障害、認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護（介護予防訪問看護）計画書に基づく指定訪問看護・指定介護予防訪問看護

(3) 訪問看護（介護予防訪問看護）報告書の作成

(指定訪問看護の利用料等)

第 9 条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号）によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号）によるものとする。

3 前 2 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収証を交付する。

4 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

5 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護・指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護・指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は豊中市とする。

(衛生管理等)

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等（介護予防支援事業者等）に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第13条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ文書により利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（2）事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（3）事業所において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の原則禁止）

第16条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

3 事業所は身体的拘束等の原則禁止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）事業所における身体拘束等の適正化を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（2）事業所における身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（3）事業所において、従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

（業務継続計画）

第17条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定訪問看護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所の従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供をさせないものとする。

5 事業所は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に関する豊中市指定居宅サービス等基準条例及び豊中市指定介護予防サービス等基準条例で定める記録を整備し、そのサービス完結の日から最低5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社フェリーツェと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規定は、第5条を令和3年7月6日から変更する。

この規程は、第7条、第10条を令和4年11月8日から変更する。

この規定は、第5条、第6条を令和5年9月15日から変更する。

この規定は、令和7年10月1日から施行する。